

高山市

高齢者等見守りネットワーク事業
認知症高齢者等SOSネットワーク事業
協力事業者の手引き



協力事業者用 ステッカー

令和元年6月

高山市メール配信サービス登録
携帯電話用QRコード



(安全安心、防災情報など市からの情報が届きます。)

平成31年3月からはじまりました

高山市高齢者等見守りネットワーク事業

高山市高齢者等見守りネットワーク事業の趣旨をご理解のうえ、見守りネットワークにご参加くださり、ありがとうございます。

高山市では、平成31年4月の高齢化率は約32%となっており、今後もさらなる高齢化が見込まれています。

高齢化の進展に伴って、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加していることは、みなさんも実感されているのではないのでしょうか。

近年、誰からも看取られずに亡くなる、いわゆる「孤独死」や、認知症が原因で行方不明となり、重大な事故に巻き込まれる事案など、痛ましい報道が各地で相次いでいます。

「高山市高齢者等見守りネットワーク」は、高齢者などに関わることが多い地域団体のみなさんや、家庭を訪問する民間事業者と連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを推進するものです。

見守りの担い手となってくださるみなさんが、高齢者等の異変に気づき、緊急性に応じて地域包括支援センターや市役所、警察署、消防署などに連絡してくださることが、適切な支援や素早い対応につながります。

ご協力くださるみなさんと市役所などの関係機関が、それぞれ見守りネットワークの一員として、安否確認などの見守り活動にご協力いただき、これからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを一緒に進めましょう。

令和元年6月からはじまりました

高山市認知症高齢者等SOSネットワーク事業

高山市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症による徘徊のおそれがある方の登録制度や捜索体制などの構築に取り組んでいます。

万が一、認知症の方が行方不明になった場合には、協力事業者の皆様にも業務に支障のない範囲で捜索にご協力をお願いします。

目次

高齢者等見守りネットワーク事業	2ページ
1. 見守りで異変に気づいたときは、どうしたらよいですか？	
2. 見守りは、どんなことを気かけたらよいですか？	3ページ
高山市認知症高齢者等SOSネットワーク事業	4ページ
3. 認知症の方が徘徊により行方不明になったとき	
高山市高齢者等見守りネットワーク体制	5ページ
高山市認知症高齢者等SOSネットワーク 協力事業者への搜索協力の流れ	5ページ
高山市高齢者等見守りネットワーク 連絡票	6ページ

事業者のみなさま、ぜひ受講してください

～認知症サポーター養成講座～

認知症サポーターは、何か特別なことをするものではありません。
認知症を正しく理解し、認知症になった人やその家族の気持ちを理解し、できる範囲で手助けをする、友人や家族にその知識を伝えるなど、認知症になっても暮らし続けることができる地域づくりに力を貸してください。

(金融機関、保険会社、スーパーマーケット、警察署、町内会などで受講いただいています)

◆講座の内容(時間は90分程度)

- ・認知症とは何か、認知症の症状とは
- ・早期診断・治療の重要性
- ・認知症の人への対応、サポーターとしてできること

講座修了者には、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付します。

◆受講を希望される場合は

高山市地域包括支援センター(電話 0577-35-2940)へご連絡ください。

高齢者等見守りネットワーク事業

普段の業務の支障のない範囲で、見守りをお願いします。

1. 見守りで異変に気づいたときは、どうしたらよいですか？

① 異変の発見

配達、訪問、検針などの業務で、家庭を訪問した際や地域をまわっている中で、「高齢者等の異変に気付いたとき」や、「ちょっとおかしいな、と思ったとき」は、場所やその様子をメモするなど記録してください。



② 地域包括支援センター（又は市役所高年介護課）へ連絡

メモをした内容を、地域包括支援センター（又は市役所高年介護課）へ、次のいずれかの方法で連絡してください。

- 窓 口 高山市役所 本庁舎1階
- 電 話 地域包括支援センター（24時間対応）
0577-35-2940
市役所高年介護課 0577-57-5200
- F A X 0577-35-4884（5ページの連絡票をご利用ください。）
※F A Xの場合は、必ず電話による連絡もお願いします。

緊急時は、警察署（110番）、消防署（119番）へ直接連絡してください。



③ 地域包括支援センター、市による支援

地域包括支援センターや市が、連絡をいただいた家庭を訪問するなどして状況を確認し、必要な支援を行います。

連絡をいただいた事業者等には、後日対応状況を連絡します。

【注意事項】

- 緊急を要すると判断した場合は、直接、警察署や消防署に連絡をお願いします。
- F A Xで連絡された場合は、お手数ですが、電話での連絡もお願いします。
- 休日や夜間に連絡される場合は、0577-35-2940（地域包括支援センター）または、0577-32-3333（市役所宿日直）へ連絡をお願いします。

2. 見守りは、どんなことを気にかけてらよいですか？

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいがある方の世帯などで、次のような異変に気づいたり、何かおかしいな、と思ったときは、連絡をお願いします。

具合が悪いのかな？ 倒れているかも？

- 郵便受けに、新聞や郵便物がたまっている
- 洗濯物が干したままになっている
- 昼間でも電気がついたままになっている
- 何日もテレビがついたままになっている
- 玄関回りや家の周り、家の中がごみで汚れている
- 水道や電気のメーターの数値が異常である
- 顔色がわるい、やせてきた、具合が悪そうな様子である
- 最近、会合や買い物などで姿を見かけなくなった

虐待かも？

- 顔や手、足に不自然なあざがある
- 怒鳴り声や悲鳴が聞こえる

認知症かな？

- 髪の毛や服装がみだれている、季節に合わない服装をしている
- 訪問した時に会話がかみ合わなくなった、同じことを何度も繰り返す
- お金の支払いやおつりの計算ができない

消費者被害にあっているかも？

- 高齢者等の自宅に、不自然に出入りしている人がいる
- 健康食品や高級布団などが必要以上にある

大丈夫かな？

- 介護者が疲れ切っている
- 本人が支援を求めている
- 公園や路上などで、迷っている、具合が悪そうな人がいる

高齢者だけでなく、子育て家庭で様子が気になる場合にも、連絡してください。

- 子どもが、長時間外でたたずんでいる
- いつも子どもが泣き叫んでいる
- 子どもの衣服がいつも同じ、または汚れている

人が倒れている、徘徊しているなど、緊急時は
迷わず消防署（119番）や警察署（110番）に連絡してください。

高山市認知症高齢者等SOSネットワーク事業

業務の支障のない範囲で、捜索のご協力をお願いします。

3. 認知症の方が徘徊により行方不明になったとき

① 防災無線、安全安心メール、FAXでの情報提供

徘徊により行方不明になった方について、防災無線や安全安心メールで市民の皆様にお知らせする場合には、協力事業者の皆様にも同様の情報をFAXでお知らせします。



② 業務に支障のない範囲での捜索協力

行方不明になった方を発見した場合は、その方の保護と安全確保をし、警察への連絡をお願いします。

・高山警察署 電話 0577-32-0110

【保護したとき】

認知症高齢者等SOSネットワークに登録している方には、「みまもりシール」を交付していますので、洋服の裏側に登録番号が記載されてシールを貼っていないか確認をしてみてください。

シールが貼ってあるときは、警察への連絡時に登録番号をお知らせください。

また、衣服にお名前が書いてある場合もあります。

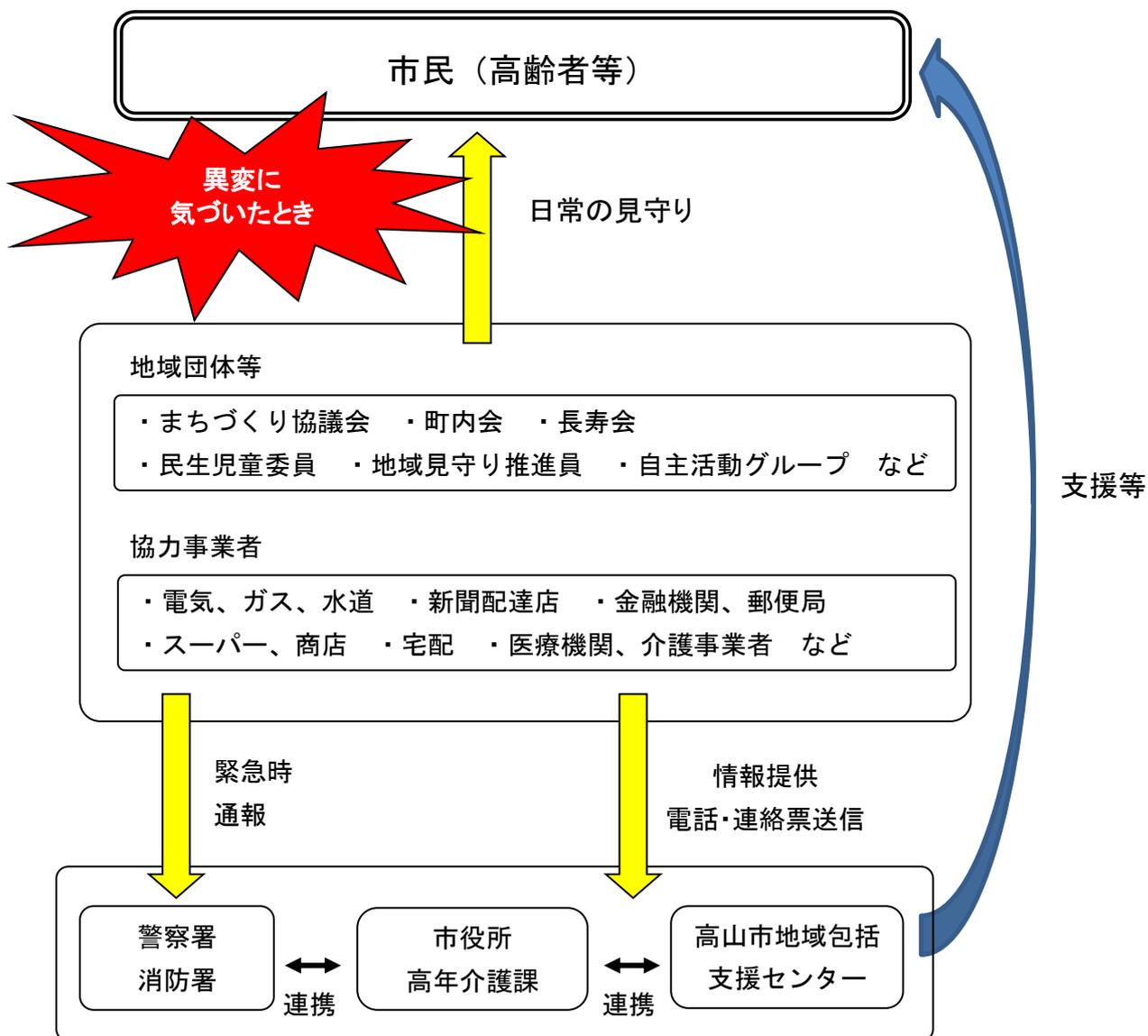
(衣服を確認される場合は、できれば同性の方が良いです。)



③ 捜索の終結報告

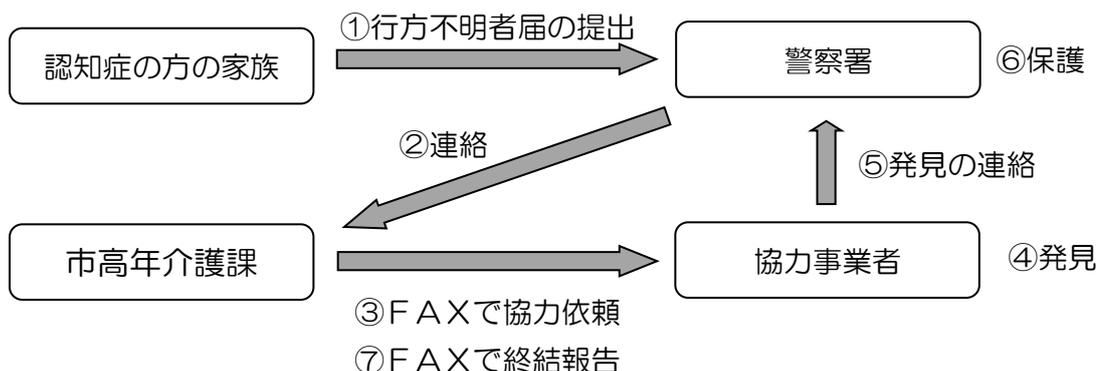
行方不明になった方が発見された場合は、FAXで捜索の終結を連絡します。

高山市高齢者等見守りネットワーク体制



高山市認知症高齢者等SOSネットワーク

・協力事業者への搜索協力の流れ



高山市高齢者等見守りネットワーク 連絡票

何か気になるな・・・、おかしいな・・・と思うことがあったら、お知らせください。

報 告 日	年 月 日
おかしいな、と思った日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
対象者 (分かる 範囲で)	氏 名
	住 所
	場所の目印に なるもの
連絡してく ださった方	所 属
	氏 名
	連絡先
どんなことが気になりましたか	

FAX 0577-35-4884

送信後、電話をお願いします。

電話 0577-35-2940 (地域包括支援センター)

または 0577-57-5200 (市高年介護課)

受付印	受付者	受付番号